

終活の一環!? 強引な訪問購入

「不用品を買い取るというので家に来てもらったら、強引に貴金属を買い取られた」など、自宅で物品を買い取ってもらう際の「訪問購入」に関する相談が高齢者を中心に増えていきます。なかには終活でまとまった不用品を処分する際にトラブルに遭うケースも見られます。

【事例1】

「不用品があれば買い取る」と女性が訪問してきた。突然だったので、すぐには用意できないことを伝えると、1時間後に今度は男性が来た。いらぬ洋服等を出したが「壊れた宝飾品があれば出してほしい」と言われ、指輪等を含めて2万5千円で買い取ってもらった。その後、安い買い取り価格で形見の指輪を渡したことを後悔し、買い戻したいと電話をしたところ、「商品は別の業者に渡してしまった」と言われた。

【事例2】

「リサイクルショップを開設するので、古着ならどんなものでも買い取る」と女性から電話があり訪問を了承した。約束した日に男性が来訪し、「買い取るのは貴金属、テレカ、切手だけ」と言われた。電話の説明と違うと戸惑ったが、断りにくく、仕方なく指輪2個を見せた。業者は結局この指輪を6千円で買い取っただけで帰って行った。最初から貴金属だけが目当てだったのではないか。だまされたようだ。

【ひとこと助言】

- 訪問購入しようとする業者が突然訪問して勧誘することや、「衣類を買い取る」といって訪問したにも関わらず、突然「貴金属はないか」などと、当初の話とは別の物品の売却を求めることは禁止されています。
- 訪問購入では、契約の際に消費者に取引内容（物品の種類、購入価格、購入業者の名称、住所等）を記載した書面を交付する必要があります。書面は業者の連絡先の把握や契約内容の確認のために重要であるだけでなく、解約や物品の返還を求める際でも必要となります。
- 訪問購入はクーリング・オフができます（法律で定められた書面を受け取った日を含めて8日間）。しかし、消費者がクーリング・オフしても購入業者が物品を紛失したり、事例1のように第三者に売却してしまうなど、物品が返還されない可能性もあります。そのため、契約後すぐに購入業者に物品の引き渡しをしないで、クーリング・オフ期間が経過するまで手元に置いておくという選択技もあります。
- 契約でトラブルにあった場合、下記消費生活相談にご連絡ください。

消費生活相談専用ダイヤル (0165)23-3820

事業者と消費者間の契約に関するトラブルや、消費生活で悩んでいる方専用
直通電話 ●午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日・年末年始を除く)

